

郡山市市民公益活動総合補償保険制度要領

平成 23 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 25 年 11 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 1 月 4 日一部改正
[市民部市民・NPO活動推進課]

(目的)

第1 この要領は、郡山市市民公益活動総合補償保険制度（以下「制度」という。）について必要な事項を定めることにより、市民が安心して市民公益活動に参加できるよう支援し、もって市民が主役の協働のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市民（市外居住者を含む。）により自主的に構成された市内に活動の拠点を有する非営利活動をする団体をいう。
- (2) 指導者 市民団体において市民公益活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（市外居住者を含む。）をいう。
- (3) スタッフ 市民団体の構成員及び指導者の補助員等、市民公益活動の実践に伴って運営に従事する者（市外居住者を含む。）をいう。
- (4) 参加者 市民公益活動に参加中の市民（市外居住者を含み、市民公益活動の指導者、スタッフ、観覧者及び応援者を除く。）をいう。
- (5) 市民公益活動 別表1に掲げる活動のうち、日本国内において自発的に行なわれる公益性のある活動であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 活動が計画的に行われるものであること。
 - イ 報酬（実費の弁償に相当するものを除く。）を伴わないものであること。
 - ウ 政治、宗教又は営利を目的とするものでないこと。
 - エ 学校、幼稚園又は保育園の管理下における行事として行われる活動でないこと。
- (6) 主催者等 市、市が出資した法人及びこれに準ずる団体、市民団体並びに市民公益活動の指導者、スタッフ及び市民公益活動の実践に責任を負う者をいう。

(補償対象事故)

第3 制度の対象となる事故は、次の各号に掲げる事故とする。

(1) 主催者等が市民公益活動中に他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を滅失し、毀損し、若しくは汚損した場合において、当該主催者等が法律上の賠償責任を負うこととなる事故（以下「賠償責任事故」という。）

(2) 市民公益活動の指導者、スタッフ又は参加者が市民公益活動中、（市民公益活動を行なう場所とそれらの者の住居との間の通常の経路及び方法による往復途中を含む。以下同じ。）に発生した急激かつ偶然な外来の事由により、負傷又は死亡した事故（以下「傷害事故」という。）。この場合において、熱中症（熱射病、日射病）、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）を含む。

(3) 市が主催・共催する事業に係る事故。ただし、市民公益活動中の事故に限る。

（保険契約の締結）

第4 市は、制度を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）との間で、保険契約を予算の範囲内で締結するものとする。

（適用除外）

第5 第3第1号の規定にかかわらず、賠償責任事故が次の各号のいずれかに該当する事由により生じた場合は、制度は適用しないものとする。

(1) 主催者等の故意

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動、労働争議その他社会的騒乱

(3) 地震、噴火、津波、洪水、高潮

(4) 主催者等の所有、使用又は管理に係る車両又は施設外における動物による事故

(5) 航空機又は昇降機による事故

2 第3第2号の規定にかかわらず、傷害事故が次の各号のいずれかに該当する事由により生じた場合は、制度は適用しないものとする。

(1) 自己の故意

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動その他社会的騒乱

(3) 地震、噴火、津波

(4) 自己の脳疾患、心神喪失又は疾病（熱中症等を除く。）

(5) 自己の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(6) 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は他覚症状のない腰痛

(7) 指導者、スタッフ又は参加者の無資格運転又は酒酔運転

(8) スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動（練習、試合、合宿、遠征中等）における参加者の傷害事故（指導者及びスタッフは除く。）

3 前2項に掲げるもののほか、第4に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

（賠償責任事故に係る補償金）

第6 賠償責任事故において支払われるべき補償金の額は、次に掲げる損害及び費用の額

の合計額に相当する額から1回の事故につき1千円を減じた額とする。ただし、当該額が次項及び第3項に規定する支払限度額を超える場合は、当該支払限度額とする。

- (1) 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業損害、葬祭費、慰謝料、逸失利益、修理費その他主催者等が法律上の賠償責任を負うこととなる費用
- (2) 損害の防止又は軽減のために主催者等が支出した費用（保険会社が承認したものに限る。）
- (3) 訴訟、仲裁、調停等に係る費用（保険会社の承認を得たものに限る。）

2 前項に規定する補償金の支払限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故のうち他人の生命又は身体を害した事故にあつては、1名につき5,000万円、1事故につき1億円
- (2) 賠償責任事故のうち他人の財物を滅失し、毀損し、又は汚損した事故にあつては、1事故につき1,000万円。ただし、主催者等が保管し、管理していた他人の財物について損害を与えた事故により賠償責任を負うこととなる場合にあつては、1事故につき300万円を支払限度とし、かつ、保険契約期間中につき1,000万円を支払限度額とする。

3 前項の場合において、主催者等が製造し、販売し、若しくは提供した財物（他人に引き渡されたものに限る。）又は主催者等が行った作業の結果（完了し、又は放棄されたものに限る。）に欠陥があったため、他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を滅失し、毀損し、若しくは汚損した場合における賠償責任に係る補償金の保険契約中の支払限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号に規定する事故にあつては、1億円とする。
- (2) 前項第2号に規定する事故にあつては、1,000万円とする。

（傷害事故に係る補償金）

第7 傷害事故において支払われるべき補償金の種類は、死亡補償金、後遺障害補償金、入院補償金、手術補償金及び通院補償金とする。

2 前項に規定する補償金の額は、別表2のとおりとする。

（事故報告）

第8 制度の適用を受けようとする者は、その原因となった事故の発生後遅滞なくその旨を保険会社が指定する様式により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による事故の報告があつた場合は、制度の適用について、速やかに保険会社に通知するものとする。

（補償金の支払等に係る手続）

第9 賠償責任事故により制度による補償金の支払を受けようとする者は、賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、市が指定する請求書及び関係書類を市を経由して保険会社に送付するものとする。

2 傷害事故により制度による補償金の支払を受けようとする者は、別表2に定める支払事由の充足が確定した後（入院補償金、手術補償金及び通院補償金にあつては、全ての治療が完了した後）に、市が指定する請求書及び関係書類を市を経由して保険会社に送

付するものとする。

(補償金の支払の請求)

第 10 保険会社は、第 9 第 1 項又は第 9 第 2 項の規定による請求書及び関係書類の送付があつた場合は、審査を行い、その結果を市長に送付するとともに、保険契約による保険金の支払を可能と認めるときは、市の指定する金融機関の口座に振り込むことにより当該保険金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた場合は、その内容を請求者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定による手続が終了したことにより、市は、制度による手続を完了したものとする。

(委員会の設置)

第 11 市長は、制度の適用について必要があると認めるときは、郡山市市民公益活動総合補償保険制度事故判定委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 委員会の委員は、市民・NPO活動推進課長その他対象となる事故に関連する事務を所管する課等の長をもって充てる。

3 委員会に委員長を置き、市民・NPO活動推進課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 12 制度に係る事務及び委員会に係る庶務は、市民・NPO活動推進課において処理する。

(雑則)

第 13 この要領に定めるもののほか、制度の運用に関し必要な事項は、保険契約に定めるところによる。

2 この要領の実施に関し必要な事項は、保険会社と協議の上、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

- | |
|--|
| <p>(1) 社会福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none">○社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木の手入れ、清掃、行事手伝い等）○高齢者・障がい者への援護活動（高齢者への配食サービス等）○募金活動（共同募金等） など <p>(2) 保健衛生活動</p> <ul style="list-style-type: none">○害虫防除・駆除等の環境衛生活動○献血、各種検診業務の普及啓発活動○住民検診への協力 など <p>(3) 環境保全活動</p> <ul style="list-style-type: none">○環境美化・清掃活動（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り等）○リサイクル運動（資源ごみの回収等）○自然保護・緑化活動○省エネルギー運動 など <p>(4) 青少年健全育成活動</p> <ul style="list-style-type: none">○青少年非行防止活動（非行防止のための地域巡回活動等）○青少年保護活動（青少年を犯罪から守る運動等）○その他の児童福祉向上のための活動（育児・託児に関するボランティア等） など <p>(5) 防犯活動</p> <ul style="list-style-type: none">○暴力追放運動○防犯対策の啓発活動 など <p>(6) 防火・防災活動</p> <ul style="list-style-type: none">○放火・防災訓練（通報、消火、避難、救護、給食給水等）○防火・防災に関する啓発広報活動○災害時のボランティア活動 など <p>(7) 交通安全活動</p> <ul style="list-style-type: none">○交通安全啓発活動○交通安全運動 など <p>(8) 生涯学習活動</p> <ul style="list-style-type: none">○スポーツ・レクリエーション活動（スポーツ、野外活動等）○文化活動（講習会・研究会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等） など <p>(9) 地域社会活動</p> <ul style="list-style-type: none">○町内会・自治会の活動 |
|--|

<p>○運動会、球技大会等のスポーツレクリエーション活動</p> <p>○地域施設の管理運営 など</p> <p>(10) 国際交流活動</p> <p>○外国人との交流会 など</p> <p>(11) 市又は市に準ずる団体が主催・共催する事業</p> <p>(12) その他市長が適当であると認める活動</p>

別表 2

傷害事故に係る補償金

補償金の種類	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。	200 万円
後遺障害補償金	傷害により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害を生じたとき。	保険契約の定める障害の程度に応じ、8 万円以上～200 万円以下
入院補償金	傷害により、入院したとき。	日額 3,000 円 (事故の日からその日を含め 180 日を限度とする。)
手術補償金	入院補償金が支払われる場合に、そのケガの治療のための手術を受けたとき。	入院補償金日額に手術の種類に応じて、保険契約の定めた倍率を乗じた額
通院補償金	傷害により、通院したとき。	日額 2,000 円 (事故の日からその日を含め 180 日までの間において 90 日を限度とする。)